

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

改正後	改正前
<p>(資産の評価) 第五条 (略) 2～5 (略) 6 次に掲げる資産については、営業期間の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。</p> <p>一 (略) 二 市場価格のある資産（満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。次条第一項において同じ。）を除く。）</p> <p>三 (略)</p>	<p>(資産の評価) 第五条 (略) 2～5 (略) 6 次に掲げる資産については、営業期間の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。</p> <p>一 (略) 二 市場価格のある資産（満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券であつて満期まで所有する意図をもって取得したものをいう。次条第一項において同じ。）を除く。）</p> <p>三 (略)</p>